

# 桜ヶ丘小学校 いじめ防止等のための基本方針

## 1. いじめの防止に向けた基本的な考え方

本校は、生駒市いじめ防止基本方針(第4版)に基づき、「いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある」との認識のもと、以下の3原則を徹底する。

1. \*\*「いじめはどの子供にも、どの学校でも起こりうる」\*\*という認識に立ち、日常的な観察を怠らない。
2. \*\*「いじめは絶対に許されない」\*\*という毅然とした態度を、授業や行事などあらゆる教育活動を通じて児童に示し続ける。
3. \*\*「いじめている児童を徹底して指導し、いじめられている児童を徹底して守り抜く」\*\*体制を、組織として構築する。

## いじめの定義(いじめ防止対策推進法第2条第1項)

本方針における「いじめ」とは、文部科学省の定める以下の定義に基づくものとする。

第二条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

※いじめの認知は、表面的・形式的な判断を避け、被害児童の立場に立つて行う。ネット上の行為(なりすまし、画像・動画の無断掲載、グループ外し等)も、学校が認知した時点で本方針に基づき即座に対応する。

## 2. いじめ防止等における対策のための組織体制について

### (1) いじめ対策委員会の設置

- 構成: 校長、教頭、教務主任、当該学級担任、生徒指導主任、養護教諭、学年主任、SC、SSW。
- 役割: 年間指導計画の策定、アンケートの分析、事案の重大性判定、解消の判断。
- 外部連携: 犯罪の疑いがある場合は警察へ通報し、法的判断が必要な場合は生駒市教育委員会を通じて弁護士(スクールロイヤー)の助言を仰ぐ。

### (2) 教職員の資質向上と不適切な指導の防止

教職員が人権意識といじめに対する正しい理解を持ち、児童の安全・安心を確保するため、人権研修を実施したり、校外での研修会に参加したりする。

### 3. 早期発見・早期対応の徹底について

#### (1) 多角的な実態把握(SOS の可視化)

- ICT の活用: タブレット端末を用いた「心の健康観察」や「WEB アンケート」を定期的実施し、匿名性を確保しつつ SOS を汲み取る。
- 日常の観察: 休み時間や給食時、登下校時の様子、持ち物の変化(落書き、破損)などを教職員間で情報共有する。

#### (2) 正確かつ速やかな初期対応

いじめの疑いを認知した教職員は、直ちに管理職へ報告する。報告を受けた管理職は、速やかにいじめ対策委員会を開催し、正確な情報をもとに組織としての対応(事実確認、保護者連絡、被害児童の安全確保)を行う。

### 4. いじめへの対応と解消について

#### (1) いじめを受けた児童・いじめを行った児童の支援と指導について

##### いじめを受けた児童への支援

##### ○安全確保

- ・いじめを受けた児童及びその保護者に、学校が徹底して子どもを守る姿勢を伝える。
- ・教職員間の連携による見守り体制を構築し、いじめを受けた児童が安心して学校生活を送ることができるよう対応する。
- ・いじめを受けた児童がいじめを行った児童と接触することを恐れる場合には、できる限り物理的接触及び SNS 等インターネットを通じた接点を断つような配慮や対策を講じる。それでも改善できない場合は、いじめ防止対策推進法第23条第4項及び第26条に基づき、いじめを行った児童の別室登校や出席停止等、いじめを受けた児童やその他の児童が安心して教育を受けられるようにするために必要な処置を講じる。

##### ○心のケアと学習機会の確保

- ・スクールカウンセラー等と連携し、心理的ケアを行う。
- ・登校が困難な場合は、別室対応やオンライン等による学習機会を確保する。

##### ○保護者との連携

- ・今後の指導方針を伝え、対応について、いじめを受けた児童及びその保護者の同意を得ながら進める。保護者には、指導内容とその結果について、適宜、丁寧な連絡を行う。

## いじめを行った児童への指導・支援

### ○事実関係の把握と指導

- ・いじめを行った児童から心情や状況を十分に聞き取り、状況、背景にも注目しつつ、人間的成長につながる、毅然とした対応と粘り強い指導により、いじめが非人道的行為であることやいじめを受けている側の気持ちを認識させます。

### ○保護者との連携

- ・早急に面談を行い、学校での調査で明らかになった事実や相手の児童及びその保護者の心情を伝え、家庭での指導を依頼するとともに、今後の取組について共有する。
- ・いじめを行った児童がいじめをしたと十分に納得できていない場合は、保護者とともに児童の行為の背景要因を探り、成長支援という視点を持ちながら理解を促せるように働きかける。

### ○再発防止に向けた支援

- ・心理的な孤立感・疎外感を与えないようスクールカウンセラー等と連携し支援する。
- ・いじめを行った児童の心情や言い分を十分に聴いた上で一定の教育的配慮の下、継続的に指導を行う。

### ○法的対応が必要な事案への措置

- ・犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案については警察との連携による措置も含め対応する。
- ・懲戒を加える際は、本人に弁明の機会を与えた上で、自らの行為を十分に理解させるとともに、成長を促し、健全な人間関係を育むことができるものとなるよう留意する。この場合でも、いじめを行った児童に対する学習機会の保障等の配慮や対応を行う。

## 周囲の児童への支援

### ○集団理解の促進

- ・周囲の児童それぞれの人間的成長につながるよう継続的な指導と社会的自立を目指した支援を行う。

## (2) いじめの解消について

以下の2条件を満たし、かつ3か月間の経過観察を経た後、いじめ対策委員会において解消を最終判断する。

1. 行為の停止: 心理的・物理的影響(ネット含む)を与える行為が止んでいること。
2. 苦痛の消失: 被害児童が心身の安全を感じ、学校生活に不安がないことを、本人・保護者との面談で確認すること。

## 5. 重大事態への対処について

いじめの重大事態については、「いじめ防止対策推進法」に基づき、「いじめの防止等のための基本的な方針」及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」(令和6年8月文部科学省)により適切に対応する。

<重大事態への対処> 「いじめ防止対策推進法」より

第28条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態(以下「重大事態」という。)に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

### ○重大事態の取扱い

- ・重大事態が発生した場合は、速やかに組織を設け、適切な方法により事実関係を明確にするために調査を実施する。
- ・この調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものでないことは言うまでもなく、学校が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものである。

### ○教育委員会又は学校による調査

#### 重大事態の発生と調査

- ・重大事態が発生した場合(いじめにより重大な被害が生じた疑いがあると認める時も含む。)、直ちに発生を報告します。  
学校 → 市教育委員会 → 市長
- ・重大事態の初動対応においては、特にいじめを受けた児童及びその保護者との情報共有が重要であり、教育委員会はその学校において迅速に窓口となる担当者を決めて、保護者との連絡・調整に当たる。

(以降の対応については、生駒市いじめ防止基本方針 P.19～に準じる → [vol4ijimebousi.pdf](#) )

令和 8 年 4 月 1 日

桜ヶ丘小学校 校長